

会報

昭和61年3月

会報10号

目 次

全国精神衛生連絡協議会総会及び懇話会の報告.....	1
全国精神保健主管課長会議（厚生省）の概要.....	4
私が昭和23年当初つくった精神衛生法粗案をめぐって.....	9

精神衛生法青木私案（1948年）

全国精神衛生連絡協議会総会及び懇話会の報告

昭和60年度の全国精神衛生連絡協議会の総会が60年11月6日、広島市で行われた第33回精神衛生全国大会の行事の一環として開催された。総会に先だって理事会審議があり、総会には28都府県精神衛生協(議)会から50名の参集を得て盛会裡に終了した。

土居会長の挨拶があり広島県環境保健部長(代理)の祝辞をいただいた後、議長に地元広島県の精神衛生協会事務局長平岡英三精神衛生センター長を選任、昨春逝去された東海北陸地区選出の当会理事でかつ岐阜県精神衛生協会会長であられた故山村道雄先生を悼み黙禱を捧げ冥福をお祈りしてから議事に入った。

昭和59年度事業報告・収支決算・その他60年度事業計画等の議案の審議が行われ原案どおり承認され、最後に新旧会長の挨拶がありめでたく閉会した。なお、議決された案件は次のとおりである。

1 昭和59年度 事業報告

- (1) 総会の開催 (59.11.8 新潟市)
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
理 事 会 (59.11.8 新潟市)
常務理事会 (59.10.22 東京都)
- (3) 精神衛生懇話会の開催 (59.11.8 新潟市)
(講師 新潟大学農学部 萩屋 薫教授)
- (4) 精神衛生全国大会への参加 (59.11.9 新潟市)
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布 (第4号)
- (6) 会報の発行、配布 (第7、8号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集
- (8) 協会未設置県に対する設置要請の実施
- (9) その他

2 昭和59年度 収支決算

収入の部			支出の部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
会 費	880,000	44協会分	諸 謝 金	60,000	総会、懇話会
雑 収 入	2,895	預金利息	旅 費	103,160	
前年度より繰越金	49,871		需 要 費	627,745	印刷費他
			負 担 金	100,000	連盟会費
			小 計	890,905	
			翌年度への繰越金	41,861	
計	932,766		計	932,766	

3 昭和60年度 事業計画

- (1) 総会の開催 (60.11.6 広島市)
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
- (3) 精神衛生全国大会への参加 (60.11.7 広島市)
- (4) 精神衛生懇話会の開催
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布 (第5号)
- (6) 会報の発行、配布 (第9、10号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

4 昭和60年度 収支予算

収入の部			支出の部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
会 費	880,000	44協会分	諸 謝 金	60,000	総会、懇話会
雑 収 入	3,000	預金利息	旅 費	174,940	
前年度より繰越金	41,861		需 要 費	588,000	印刷費他
			負 担 金	100,000	連盟会費
			小 計	922,940	
			予 備 費	1,921	
計	924,861		計	924,861	

5 昭和61年度 事業計画

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会及び常務理事会の開催
- (3) 精神衛生全国大会への参加
- (4) 精神衛生懇話会の開催
- (5) 「地方精神衛生」誌の発行、配布 (第6号)
- (6) 会報の発行、配布 (第11、12号)
- (7) 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動
- (8) その他

6 昭和61年度 収支見積

収入の部			支出の部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
会 費	900,000	45協会分	諸 謝 金	40,000	総会、懇話会
雑 収 入	3,000	預金利息	旅 費	229,440	
前年度より繰越金	1,921		需 要 費	534,000	印刷費他
			負 担 金	100,000	連盟会費
			小 計	903,440	
			予 備 費	1,481	
計	904,921		計	904,921	

7 役員の一部改選

会 長 高臣武史 国立精神衛生研究所長
顧 問 土居健郎 前会長
理 事 庄司辰雄 静岡県精神衛生協議会長
(東海北陸地区)

総会に引き続き、矢野MGユースホテル代表、森岡まさ子女史を演者に迎え、特別講演を行いました。その要旨は次のとおりです。

演題 「煎豆に花が咲いた」

人間の運命も人の出あいにより変ることを知り、また。若い頃は貧乏だった家を助けようと都会

で働きながら英文のタイピストになり、新聞記者と結婚、その頃有名な人類学者との出あい家庭教師をしながら英語と伊太利語を勉強しながら高い月給をもらい、親をよろこばすことが出来ました。それもつかのまで、日本の国を黒い雲が覆うようになり戦争となって、召集令状を手にした主人は1945年8月広島二部隊へ徴用され、三日後あの世界中の驚異のまよになった原爆を受け見るも無惨な姿に変わりてました。ガラスが背中に蜂の巣のように突きささり頭はざくろのように割れ、右腕に木の針のささったままの姿を見て気も狂わんばかりでした私は、捨て身になって主人の命を助けようと日夜努力しましたが、原爆にやられたものはすぐくさるといわれたばた死んでゆきました。私も棺まで作りしましたが不思議に一命をとりとめました。ある日ラジウムの温泉と酒が原爆にきくと言うことを知り、相たずさえて現在ユースホテルを経営している矢野温泉に来ました。くる日もくる日も朝から酒……、まつげも髪の毛もぬけ廃人の様な人間になりましたが、主人と私は夢をすてないで永い永い治療をつづけながら、全国の若人と人生を語り平和の有難さを体験を通して若者達へ語り伝えました。原爆で主人を初めすべてを失った私ですが、困難は飛躍のチャンスと思いい実子もなく財産もなく年も取っていますが、お蔭様で沢山のひととの出逢いが私の生甲斐であり全国から訪れる若人からも慕われすばらしい後継者も出来、可愛い嫁と孫に恵まれ幸せいっぱい私です。人にはそれぞれ花の咲く時期があると思います。私も75才で初めて花が咲きました。「貧乏は辛抱」、夢と希望をもって人の出あいを大切に人生を生きぬいてほしいと思います。

全国精神衛生主管課長会議の概要

厚生省では、2月12日(水)に各都道府県政令市の精神保健主管課長会議を開催したが、その主な議題と内容は次のとおりです。

1 精神衛生法の改正について

厚生省としては、精神衛生法の改正の方針につき、既に国会等で明らかにしているが、今後の方針としては、今年早々に懇談会を設け我が国の精神保健制度について広く関係者の意見を伺うとともに、関係審議会にも諮った上、昭和62年春の通常国会に改正法案を提出することを目的に最大限の努力をしていくこととしている。

また、精神衛生法改正に関して、昨年末、医療団体、関係学会のほか全国知事会、全国衛生部長会等の地方団体を含めた24団体に対して、意見照会(本年3月31日まで)を行ったところであるので御承知願いたい。

2 精神保健対策の推進について

(1) 精神病院入院患者の通信・面会に関するガイドラインについて

精神病院入院患者の処遇に関して、60年10月19日付け保健医療局長通知により通信・面会に関するガイドラインを示し、精神病院の指導をお願いしているところであるが、引き続き精神病院等関係方面に対する指導にご配慮をお願いします。

(2) 精神病院に対する指導監督等の強化徹底について

精神衛生法の適正な運用に関しては、昭和59年6月22日付けの関係3局長通知等により、精神病院に対する指導監督等の強化徹底をお願いしているところであるが、引き続きこれから通知の一層の励行に努められたい。

(実地審査についての昭和60年11月までの実

施率は、措置入院患者は28%、同意入院患者は1%にも満たない現状である。)

(3) 県立精神病院及び精神衛生センター未設置県の解消について

厚生省としては、措置患者の医療及び保護を含め、県下における精神科医療のあらゆるニーズに対応できる機能を備えた県立精神病院の設置及び精神保健に関する都道府県の技術的中核施設として機能する精神衛生センターの設置について、お願いしてきたところである。

現在県立病院については6県において、また、精神衛生センターについては5県において未設置であることから、これら未設置県にあっては、その早期設置に最大限の努力をお願いする。

(4) 社会復帰対策の推進について

社会復帰の重要性にかんがみ、精神衛生センターのデイ・ケア事業についての従来A級分(7ヶ所)に加えて新たに61年度よりB級分(7ヶ所)も予算化されるとともに通院患者リハビリテーション事業についても、26県から36県で実施することとしているので、当事業の促進について格段の御努力をお願いします。

(5) アルコール関連問題対策の推進について

昭和60年10月9日、公衆衛生審議会より「アルコール関連問題対策に関する意見」が具申されたところであるが、これを受けて、厚生省としても、順次実行可能なアルコール関連問題対策を推進していくが、都道府県においても、今回の意見具申の趣旨に沿って、地域の実情に即したアルコール関連問題対策の推進に努められたい。

(6) 老人保健対策の充実

入院医療を必要としない痴呆老人については、可能な限り在宅でケアすることが望ましく、そのため昭和58年2月より保健所において老人精神衛生相談事業を行っているところであるが、61年度においても一層の拡充を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いしたい。

(参照：保健所における精神衛生業務中の老人精神衛生相談指導について〔昭和58年1月13日付け衛発第22号公衆衛生局長通知〕)

(7) その他

ア 精神保健全国大会について

本年の第34回精神保健全国大会は、10月23日(木)青森県において開催する予定であるので、協力方お願いします。また、大会当日精神保健事業功労者に対する厚生大臣表彰を行う予定としているが、表彰対象者は原則として都道府県知事表彰を受賞した者であるので御留意願いたい。

イ 民間の精神障害者に関連する収容施設について

昨年、精神障害者等を収容しているといわれている一般の民間施設の存在について、

施設外収容を禁じた精神衛生法第48条との関連で国会等の場で問題とされた。厚生省としても、このような施設の実態について承知したく、各都道府県において精神病院又は法律により精神障害者を収容することができる施設以外で精神障害者を収容している可能性のある施設に関して把握している情報があれば、別添様式(参考資料16)により厚生省(精神保健課)まで連絡されたい。

ウ 思春期精神保健研修について

昭和60年8月30日、「思春期精神保健懇談会」(座長 榊 孝悌)によって「思春期精神保健対策に関する意見」がとりまとめられ、そのなかで、思春期精神保健を専門とする医師及び技術者の養成と資質の向上が最重要課題として挙げられたところである。

これをうけた形で、昭和61年度から、思春期精神保健に従事する者を対象とした思春期精神保健研修が(財)安田生命事業団の主催で行なわれる予定であるので、都道府県においても、受講を希望する関係職員等の派遣について、御配慮方お願いします。

3 昭和61年度精神保健関係予算(案)について

事 項	前年度予算額	昭和61年度予算額	備 考
	千円	千円	
(項) 精神衛生費			
精神衛生費等補助金	63,795,484	63,175,422	
(1) 措置入院費	51,622,186	49,625,935	医療費単価年額 2,589,531円
(2) 通院医療費	10,478,172	11,679,024	医療費単価月額 17,465円
(3) 同意入院費	1,131,537	1,259,980	
(4) 公費負担医療費適正化対策費	167,225	161,973	

(5)精神衛生センター運営費等補助金	396,364	448,510	
ア 精神衛生センター運営費	80,367	92,267	42ヶ所 デイ・ケア事業 A級7か所 B級7か所
イ 精神障害回復者社会復帰施設運営費	113,599	150,553	入所・通所部門 4か所 通所部門 8か所
ウ デイ・ケア施設運営費	51,897	0	イ、に統合
エ 精神衛生社会生活適応施設運営費	40,873	42,325	1か所
オ ナイト・ケア部門運営費	2,905	15,594	
カ 通院患者リハビリテーション費	106,723	147,771	36県
(項) 保健衛生諸費	331,062	416,168	
1 保健所業務費補助金			
精神衛生対策費(4号経費)	197,147	223,934	精神障害者社会復帰等促進 531HC
2 保健所運営費交付金			
老人精神保健対策費	129,756	190,922	319HC 136人
3 優生手術費交付金	4,159	1,312	
(項) 厚生本省			
精神衛生等対策費	15,668	17,306	
(1) 精神衛生指導費	1,473	1,369	
(2) 精神衛生相談員資格取得講習会費	1,107	1,107	
(3) 精神障害者等保健指導指針策定費	1,206	1,206	
(4) 優生保護対策費	1,460	1,460	
(5) 覚せい剤慢性中毒者対策費	3,253	3,253	
(6) 老人精神保健対策費	4,899	4,899	
(新)(7) 精神保健基本問題検討費	0	4,012	
(8) 精神障害者共同住居調査費	2,270	0	
(項) 科学研究費			
厚生科学研究費補助金	8,000	16,000	
(1) 在宅ケアに関する研究	8,000	8,000	補助先 (財)全国精神障害者家族会連合 会

(新)(2) 精神障害者の社会復帰促進に関する研究	0	8,000	
精神保健課分 計	64,150,214	63,624,896	△525,318
[保健医療局企画課一括計上分]			
(項) 保健衛生施設整備費			
保健衛生施設等施設整備費補助	4,700,000	4,350,000	
(項) 保健衛生諸費			
保健衛生施設等設備整備費補助	326,610	313,949	
[社会保険庁一括計上分]			
健康づくり啓蒙事業委託費(精神保健関係)	37,520	36,018	委託先 健康・体力づくり事業財団

4 国立精神衛生研究所における精神衛生技術者研修について

国立精神衛生研究所における研修は、精神衛生に関する公的機関及び精神病院において精神衛生の業務に従事する者に対し、必要な知識及び技術を修得させ、その資質の向上を図ることを目的とするものであり、昭和61年度における実施計画は次のとおりである。

(1) 第23回 精神衛生指導課程

- 1) 対象 精神衛生センター所長、保健所長及び精神衛生センター等に勤務する医師
- 2) 期間 昭和61年4月17日(木)から同4月19日(土)まで
- 3) 研修主題 精神衛生法に関する諸問題
- 4) 定員 20名

(2) 第28回 社会福祉学課程

- 1) 対象 精神衛生センター、保健所、精神病院等において、精神衛生並びに福祉指導に関する業務に従事している者
- 2) 期間 昭和61年6月11日(水)から同7月1日(火)まで
- 3) 研修主題 精神医療におけるソーシャルワークの課題
- 4) 定員 20名

る業務に従事している者

- 2) 期間 昭和61年6月11日(水)から同7月1日(火)まで
- 3) 研修主題 精神医療におけるソーシャルワークの課題
- 4) 定員 20名

(3) 第27回 医学課程

- 1) 対象 保健所及び精神病院並びにこれに準ずる施設において、精神医学、精神衛生の業務に従事している医師
- 2) 期間 昭和61年11月11日(火)から同11月14日(金)まで
- 3) 研修主題 精神疾患の疫学と診断基準
- 4) 定員 20名

(4) 第27回 心理学課程

- 1) 対象

精神衛生センター、保健所、精神病院、児童相談所及び精神薄弱者更生相談所等において、精神衛生に関する業務に原則として2年以上従事している心理技術者

2) 期 間

昭和62年2月18日(火)から同3月25日(水)まで

3) 研修主題

現代社会と心理治療

4) 定 員

20名

(5) 精神科デイ・ケア課程

1) 対 象

精神病院等において、精神科看護に従事している看護婦(士)であって、集団療法、作業指導、レクリエーション活動、生活指導等に2年以上の実務経験を有する者

(免許取得後の実務経験が2年以上であること。又、准看護婦(士)は含まないものであること。)

2) 期 間

第30回 昭和61年5月7日(水)から同5月27日(火)まで

第31回 昭和61年8月20日(水)から同9月9日(火)まで

第32回 昭和61年10月8日(水)から同10月29日(水)まで

第33回 昭和62年1月21日(水)から同2月10日(火)まで

3) 研修主題

精神科デイ・ケア(精神衛生行政、社会

精神医学概論、集団療法、作業療法、地域ケア、老人デイ・ケア、その他デイ・ケア各論についての講義及び実習)

4) 定 員

それぞれ40名以内

注) 当研究所は、昭和61年10月1日から国立武蔵療養所及び同神経センターと併合し、国立精神・神経センター(仮称)が新設されるのに伴い、そのセンターの研究部門とし精神保健研究所(仮称)となります。

なお、所在地、電話番号には変更ありません。

5 国立精神・神経センター(仮称)の新設について

(1) 国立精神・神経センター(仮称)の位置づけ

国立精神衛生研究所、国立武蔵療養所及び同神経センターの3施設を発展的に改組し国立精神・神経センター(仮称)を新設する。当センターは、ナショナルセンターとして精神保健、精神疾患、神経疾患、筋疾患、発達障害に関する診療、研究及び研修について高次機能を有するものとする。

(2) 開設の時期

昭和61年10月1日

(3) 設置場所

①東京都小平市小川東町4-1-1(現 国立武蔵療養所)

②千葉県市川市国府台1-7-3(現 国立精神衛生研究所)

精神衛生法青木私案(1948年)

以下は、昭和40年9月発行の千葉県精神衛生第8号に掲載された青木義治先生の論文である。先生はその前月に逝去されたので遺稿となった。青木先生は先生御自身が記されているように昭和22年以降国立国府台病院に勤務され、その後同28年に発足した財団法人復光会総武病院副院長、同32年以来同院長として精神科医療とくに覚醒剤中毒医療等の充実に努力される一方、千葉県精神衛生協会(昭和28年発足、現在は活動休止状態)常務理事として活躍された方である。

本会報掲載の全国主管課長会議の記事にも記されているように、現在は精神衛生法改正問題が浮上している折でもあり、私案誕生のいきさつを含めて広く世に残されるべき文献と考え、以下に収載させていただいた。

(明らかな誤植を除き原文のままである。)

私が昭和23年当初つくった精神衛生法粗案をめぐって

ライシャワー事件をきっかけに、政府は精神衛生法を改正しようとするようになった。

これは公安上問題になる精神病患者を街にうろろさせてはこまるから、その取りしまりを厳重にしようとする主旨にほかならない。

一方精神科の医師達は、この法律を今迄通りあつかって見たが、いろいろのところに欠点があり、これを何とか改めねばならぬという。そういう、こそこそ話が、昭和25年にこの法律ができた当時からもすであつたが、それは、あちらでもこそこそ、こちらでばやく程度で一向それをはっきり改めさせようとはせずに、らちがあかないまま今日に及んでしまったのである。

たまたまライシャワーの事件をきっかけに政府がこの法律を改正しようということになった。ところが、その内容がきにくわぬということで、これをけいきとして、平常自分達の思っていることをこの際改めてもらいたいという。

考えて見れば、虫がいいといわれるおそれが多分にあるわけである。

精神病患者の幸福のために、精神科の若い医師の一部の人達が中心となって、法の改正を行なおう

総武病院長 青木 義 治

としているが、これがいかにもいい論議であつても、これを法のわくの中に取り入れることは必ずしも容易でない。

一方行政にたづさわる当局の方々や、また日本の現在の経済状況を気にしている人達は、この理想ともいえる精神病患者の幸のためという、そういうひたむきな理想論をヴェールを通した夢物語としてききおくといい状況などあつて、この法律はそう現在思うような改善は、のぞまれそうもなくなったのである。

従つて直接この改正にたづさわっている委員の中でもようようそのことを知つてか、辞退しようかという人もでてきたようである。

法律の改正ということはなかなかむづかしいことで、理論と現況、政治的な機構などいろいろのことがからみあつている。

いずれにしても貧乏国で後進国でまして精神衛生の知識などまるで普及されてもない日本に、欧米なみの理想的な法律が実施される筈はあり得ないであろう。

危険なものは、しまつておけ、治りにくいものに大金などにかかる必要はない。こういう思想は

まだまだ到底動かせそうもないのである。これは当然のことで、法律文が先走っても何もならないことでもあるわけだ。

この精神衛生法が昭和25年に発令されたときも、私どもの原案を当時進駐していた米国の衛生行政官がみて、自分の国で行なわれているようなことを勝手に入れて、これで実施せよとする法律であったので、その当初からすでにわれわれも勿論とまどったわけである。

こういういきさつも今となっては、若い精神科の医師は御存知ないであろう。精神障害の場合は、厚生行政にはちがいないが、対社会性の問題や犯罪との関係もあり、公安上の事柄を全く無視するわけにはいかない。つまり厚生にはちがいないが、多少司法関係もこれに参画しているのでここにこの法律のむづかしさがあると考えねばならぬのである。

私は麻薬取締法の改正に多少意見をのべたこともあったが、この法律の場合も司法、厚生、両野にまたがっているために、いざ実際仕事を行ってみると、所謂なわばり意識がつよいために、スムーズにことがはこばないくらいが多分にでてしまったのである。

さてこの精神衛生法であるが、この法律が昭和25年に発令される前には、明治33年3月10日法律第38号の精神病患者監護法という法律があった。これは公安上問題のある精神病患者を監置せしめるための法律であって、人権を多少無視したきらいはあった。これは、精神病患者の治療法が極めて乏しい時代でもあるし、またその頃の時代環境や時代風潮、歴史的流れ等すべてを考え合せて当然のものであったにちがいない。

つまりこの法律によって少しでも精神病患者を幸せにしようとするのではなく、治すべく努力せねばならぬということでもない。あく迄安寧維持を中核としたものにほかならなかった。

そのほか、大正8年3月27日法律第25号による

精神病院法があった。

これは、都道府県に精神病院を設置してもいいという、公的精神病院の設置に関する法律である。

この公的精神病院のない府県や病院があってもそこに病者を収容できる丈のベッドがないとき、私立病院が公的病院の代用としての承認を得て、そこに病者を収容したということであった。

当時私立病院は、公的病院の代用、指定病院になることは、一般からも信用がたかまるばかりか、病院を経営する上に多分のプラスがあったからである。

しかしこのような代用病院になるためには病院の設備、人的物的面でもそうとう整備を必要としたことは事実で、その為に病院そのものの発展向上に少からず役立つことは事実である。

しかしこれが現在の措置患者を収容する指定病院とはかく段の相違を示すようになってしまった。云いかえれば現在の指定病院のなかには県立病院に代用するような相当整備された病院もあるかわりに、これでも精神病院であるかとおもわれるようなおそまつな病院でも指定病院の許可をうけているから、おかしなものである。

いづれにしても終戦迄は、精神病患者を病院に収容するために、なるべく不都合にならないようにすることの法律しかなかったわけで極めて狭い範囲のものにすぎなかった。

精神病に関する予防や早期発見をどうすればいいか、これを相談するところ、どうすればより完全な治療ができるのか、そうした対策をはじめとして、広い視野からの精神衛生の行政については、何ら法的に規約されるものがなかったことは事実である。

つまり今から15年前頃迄は少くとも、こんなにもなさない状況であったわけである。

私事に亘って恐縮だが、私は終戦後、昭和22年の暮市川の国立国府台病院に勤務するようになり、翌昭和23年に諏訪敬三郎院長のあとをうけて、当

時松沢病院におられた村松常雄博士が院長になられた。

米国の精神医学が戦後洪水のように日本に入ってきた当時で、われわれはその頃大いに米国に流れているいろいろの学説に耳を傾けたものであった。

独乙流の精神医学丈しか知らなかった当時には及びもつかぬ新しい知識が入りこむことによって、今迄余りにそこに提示された器質的なもの、素質的な世界にとじこめられたものに及びもつかぬ新しい知識が入りこむことによって、今迄どうにもならなかったものに何らかの希望が示されるようになった。精神分析的ないろいろの考え、適応障害に対するものの考え方、内因精神病への見方を改め、精神分裂病が心理療法で治療の道を辿るといふ。環境条件の調整によって、精神分裂病の発生を予防し、発病したのもも治り得る事実を知るにつけ、そうした論文をみるたびに議論しあったものであった。

精神とは何か。その精神をより一層いい方向にすませるばかりか、かりに精神の障害を充分予防し得るといふ精神に対する予防衛生があるかどうか、そうした疑問を夜おそく迄議論したばかりか、病者の人権についても、正常人と何ら差異があるべきでないというそういう基本の態度でも何回となく話しあったりした。

そういうとき——多分昭和23年の初め頃であったと思うが、その頃から新しい時代にそくした法律をつくらねばならぬとする雰囲気がありあがっていったことも見のがし得なかった。

つまり、今迄余りにもおそまつすぎた精神病患者に対する治療に関する法律をより広い、現代にあうようなものでなければいけない。——そういうことが私どもの医局の中からもり上ってきたこと。これは極めて好のましい空気であり、正しい在り方であると考えられる。

その頃村松先生から、小生に今迄の精神病院法

や精神病患者監護法というような余りに時代ばなれしたものを一さい考えず、これからの新しい時代にそくするような、一つ思いきり漸新な法律案をつくってみないか。——そういう話があった。

法律というものは、全然書いたことがないので全く自信がなかったが、平常小生の思っていることを一応文にしてみる。これを皆でねってもらうその粗案をつくることも悪くないと思って、お引きうけたわけである。

1964年7月に松沢病院医局病院問題研究会で出した精神衛生をめぐる諸問題という本のなかで、29頁に1948年頃から戦時中に精神衛生関係団体を統合して作られた精神厚生会が中心となり監護法、病院法の改正の動きがすすんでいた。

とのべているが、実はこの粗案となった当初のものがかくいう小生が、村松院長からの指示によってどうやらつくったものであった。その後この粗案がねりにねられ、更に精神病院協会とも同調して文の作成にあたり、20数回の推敲をへて、つくりあげられたものである。

私は今になってみれば自分が考えた精神衛生法原案がどのようなものであったか、ほとんど忘れてしまったが、古い紙づつみの原稿のたばをさがしてようようその第一稿をさがし得た。

昭和25年に発令された精神衛生法とは、大分その様相がことなるが、とにかく米国の一部の州で行われているものなどを参考にして、私の乏しい知識から原案をつくってみた。とにかく法律の文などを作成したことのないものであるので、極めてそまつなものであるが、私にとっては、これでも結構貴重な思い出となるものである。

当時この法律をつくる時、どういうことを組み入れねばならぬか。何せ精神衛生法というからには、精神の衛生知識の普及すること勿論大切であるが、如何にせば障害を予防し得て、より一層の向上を期待することができるかということを中心に考えをめぐらした。精神衛生の審議会をおく

べきことや精神衛生研究所を設置せねばならぬこと、精神衛生の相談に応ずる窓口をつくること。更には精神障害の治療や保護指導の充実、医師の診断の義務づけや治療処置の具体性を定めた方がいいように考えた。

また施設については、国や都道府県は精神病院とともに病後指導、職業補導のための社会復帰の施設をもうけねばならないこと。しかもこれらの施設の最低基準をもうけねばならぬこと。これらの施設は営利を目的としてはならないこと。公私立をとわず施設の長は専門の精神科医で、しかも審議会の了解を得たものでなければならぬこと。ワーカーやOT看護師はすべて正規の教育をうけたものでなくてはいけない。しかもそれらの責任者は更に一定の試験に合格したものでなければならない。

大体以上のような考えをもちながら作成したのが次のようなものであった。

精神衛生法案 青木案

第一章 総 則

第一条；この法律は国民の精神的健康の保持及び向上を図るとともに精神障害の予防、治療ならびに保護をおこなうことを目的とする。

第二条；国及び地方公共団体は、精神衛生に関する知識の普及を図り、精神障害の予防、病者の治療保護につとめなければならない。

第三条；医師は前条に規定する国及び地方公共団体の責務の達成に協力し、精神障害の予防及び病者の治療保護につとめなければならない。

第二章 精神衛生審議会

第四条；本法に関し必要な審議又は調査を行うため精神衛生審議会を置く。

一、中央精神衛生審議会は厚生大臣の管理に属する。

二、中央精神衛生審議会は厚生大臣の諮問に答えまたは関係各大臣に意見を具申することができる。

る。

三、各都道府県は同様の目的のため地方精神衛生審議会を置くことができる。

四、地方精神衛生審議会は当該都道府県知事の管理に属する。

五、地方精神衛生審議会は当該都道府県知事の諮問に答えまたは関係行政官庁に意見を具申することができる。

第五条；精神衛生審議会の委員の選定、任期及び議決方法その他精神衛生審議会に関し必要な事項は政令でこれをさだめる。

第三章 精神衛生研究所

第六条；国は本法の目的のため精神衛生研究所をおく。

第七条；精神衛生研究所は精神衛生ならびにこれに関連する事項の調査研究、精神衛生業務に従事するものの養成指導をおこなう。

第八条；精神衛生研究所の構成ならびに運営その他必要な事項は政令でこれを定める。

第九条；地方公共団体は右に準ずる研究所を設けることができる。

第四章 精神衛生相談所

第十条；都道府県は、精神の健康増進、精神障害の予防及び病者の治療保護その他精神衛生に関する相談指導に応ずることを目的として省令の定めるところにより精神衛生相談所を設置しなければならない。

第十一条；精神衛生相談所は次に掲げる業務をおこなう。

一、精神障害の予防、病者の治療保護に関する相談指導に応ずること。

二、教育、結婚、職業等に関する相談指導に応ずること。

三、精神障害による就学不能児、問題児等に関する相談指導に応ずること。

四、その他

第五章 精神病の治療、保護及び指導

第十二条；本法に於て精神病（以下患者という）と称するのは、精神機能の異常または欠陥のため正常の生活を営むことのできない状態をいう。

第十三条；保護義務者は、患者に医療を受けさせるとともに、患者が他に害を及ぼさないよう監督および保護をしなければならない。

一、保護義務者は、次に掲げる順位によりこれに当るものとする。但し保護義務者相互の同意によって順位を変更することができる。

① 後見人

② 配偶者

③ 親権者

④ 扶養義務者の中で協議して決定または家庭裁判所で決定した扶養義務者。

二、前項各号に掲げる保護義務者がないときまたは保護義務者がその義務を行うことができないときは、その患者の居住の場所を管轄する市町村長がその義務を行うものとする。

第十四条；医師は精神病であると診断したときは、省令の定めるところにより、そのものの保護義務者に対し精神病の治療および患者の保護指導に関し必要な事項を指示しなければならない。

第十五条；医師は患者を診察しその者が他人に害を及ぼす虞があると認めるとき、または放置すれば、精神病の治療上特に悪影響があると認めるときは、その者の保護義務者に対し、その者を病院に入院させることを勧告するとともに、省令の定めるところによりその者の住所氏名その他必要な事項を二十四時間以内に文書をもって、その者の居住の場所を管轄する保健所長を経て都道府県知事に届け出さなければならない。

第十六条；都道府県知事は前項の規定による届出を受け公安上必要があると認めるときは省令の定めるところにより必要な事項を司法官憲に通知しなければならない。

第十七条；都道府県知事は、至当な理由により患者が居住すると認められる場所へ当該吏員をして

立ち入り質問調査または患者であると認められるものの検診をさせることができる。

第十八条；都道府県知事は、第十五条の規定により届け出られた患者その他必要と認める患者を病院に入院させることができる。

第十九条；この法律の規定により患者を病院に入院させるときは省令の定めるところにより医師の診断を経なければならない。

第二十条；都道府県知事は、国立病院に患者の入院を委託することができる。

第二十一条；急迫した事情その他特に止むを得ない事情があるときは、保護義務者は患者を病院以外の場所に於て一時保護拘束することができる。

この場合に於ては二十四時間以内に保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二条；都道府県知事は、前条の規定による届出を受けたときは、省令の定めるところにより、患者が居住する場所へ当該吏員をして立入り検診をさせなければならない。

第二十三条；都道府県知事は、第二十一条に規定する患者にして他人に害を及ぼすおそれがあると認める者を病院に入院させることができる。

第二十四条；保護義務者でなければ、第二十一条の規定による一時保護拘束することができない。

第二十五条；第二十一条に規定した患者にほどこした一時保護拘束方法の改廃及び場所の変更、その他入院治療死亡行衛不明等、患者の身辺に変動があったときは、省令の定めるところにより、その旨を二十四時間以内に保健所長を経て都道府県知事に届出なければならない。

第二十六条；都道府県知事は第二十一条の規定によって一時保護拘束が患者の治療保護に不相当であると認めるときは、それを改めることを命ずることができる。

第二十七条；この法律の規定による精神病収容施設の長は、省令の定めるところにより、入院している患者に対し治療の必要上身体の自由を制限す

ることができる。

第六章 施設

第二十八条；国及び都道府県は省令の定めるところに依り、患者の治療保護厚生福祉に必要な施設をもうけなければならない。

第二十九条；患者の収容施設を下記の如く区分する。

- ① 精神病院
- ② 精神病室
- ③ 診療所
- ④ 精神薄弱者収容施設
- ⑤ 精神傷痍者厚生施設

第三十条；精神病院、精神病室、診療所は患者の治療保護を行い精神的ならびに身体的健康の回復を図り、社会生活を可能ならしめることを目的とする施設とする。

精神薄弱者収容施設は、精神薄弱者を治療保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

精神傷痍者厚生施設は、回復過程にある患者及び精神欠陥者の職業選択、補導により実地修練を行い、独立自活に必要な知識技能を与え併せて精神的健康の増進を図ることを目的とする施設とする。

第三十一条；すべて精神病患者および精神病の疑ある者を治療保護するためこの法律で定める精神病収容施設以外の施設に収容保護することは許されない。

第三十二条；公私立の精神病収容施設は行政庁の許可を受けなければ、これを使用してはならない。

第三十三条；公私立の精神病収容施設の設備に関して必要な事項は省令でこれを定める。

第三十四条；厚生大臣は、精神衛生審議会の意見を聞き、この法律に規定する精神病収容施設及び運営について最低基準を定めなければならない。

第三十五条；行政庁は前条の最低基準を維持するため精神病患者収容施設の長に対して必要な報告を

させなくてはならない。

行政庁は精神病収容施設の設備または運営が前条の最低基準に達しないときは、その改善を命じ、または精神衛生審議会の意見を聞き、その業務の停止を命ずることができる。

第三十六条；すべて精神病収容施設の運営は民主的にこれを行い、営利を目的としてはならない。

第三十七条；精神病収容施設を管理する医師は精神病学を専攻し精神衛生審議会の審議を経たものでなければならない。

第三十八条；私立の精神病収容施設を经营管理するものは、前条に規定する医師でなければならない。

第三十九条；精神衛生に従事する医療社会事業関係者、作業療法手、看護者等は、精神衛生研究所及びこれに準ずる教育施設に於て、省令の定める教育を受けなければならない。

第四十条；精神病収容施設の看護に従事するものの長は、前条に規定する教育を終了し省令の定める試験に合格したものでなければならない。

第七章 費用

第四十一条；次に掲げる費用は、都道府県がこれを支弁する。

- ① 第十七条及び第二十二條の措置に要する費用。
- ② 第十八條及び第二十三條の規定による入院に要する費用。
- ③ 精神衛生相談所に要する費用
- ④ 都道府県の設置する精神病収容施設に要する費用。
- ⑤ 地方精神衛生審議会に要する費用。

第四十二条；国庫は、前条第一項第②号の費用については政令の定めるところにより十分の八を負担する。

また国庫は、前条第一項第①号、第③号、第④号、第⑤号の費用については政令の定めるところによりその二分の一を負担する。

第四十三条；国庫は都道府県の精神衛生に関する知識の普及のために支弁する費用に対して政令の定めるところにより予算の範囲内においてその二分の一以内を補助する。

第四十四条；都道府県知事は、政令の定めるところにより都道府県の設置する精神病収容施設に於ける入院に要する費用を期限を指定して本人及びその扶養義務者から徴収することができる。

但し都道府県知事に於て本人及び扶養義務者がその費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは、その負担の全部または一部に就いてはこの限りではない。

第四十五条；保護に要する費用は、保護を受けている患者の負担とし患者が負担できないときは、その扶養義務者がこれを負担するものとする。

市町村長が患者の保護にあたる場合はその保護に要する費用の支弁法およびその徴収方法は行旅病人および行旅死亡取扱法の規定を準用する。

第八章 補則

第四十六条；当該吏員が第十七条および第二十二條の規定により立ち入り調査質問または検診をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

第四十七条；この法律またはこの法律に基いて発令する命令の規定により都道府県知事のなす入院に不服のあるものは厚生大臣に訴願することができる。

厚生大臣は前項の既定により訴願を受けたときは、これを精神衛生審議会の議詢に付さなければならない。

第四十八条；精神病収容施設の長は、性格偏倚の著しい者の治療保護に関して省令の定めるところにより家庭裁判所の裁決が必要であると認めるときは、保護義務者をしてその手続きをとらせることができる。

第四十九条；司法官憲は罪を犯したもので心神喪

失または心神耗弱として刑を減免された者を釈放するときは精神病の疑があり、将来再び罪を犯す恐れがあると認められる者を釈放するとき省令の定めるところにより、予めその者の居住の場所を管理する保健所長を経て都道府県知事に通知しなければならない。

第五十条；都道府県知事は、前条に規定する通報により第十七条による検診および第十八條第二項の入院命令をおこなうことができる。

第五十一条；精神病収容施設の長は、収容中の患者にして特に他人に害を及ぼす虞れのある者が離院または行衛不明となった時は省令の定めるところにより必要な事項を司法官憲に通知しなければならない。

第九章 罰則

省略

第十章 附則

第〇〇条；都道府県は、厚生大臣の承認を受けて一定の期間を限り適当と認める公私立の病院を第二十八條第二項の規定による病院に代用することができる。

第〇〇条；前条に規定する代用病院に要する費用は、第四十條第一項第四号に要する費用に準ずる。
以上

20年近くたって再び自分のかいたものをみると全く冷あせものである。よくたわいもないことを書いたものだと思うが、また一面なかなかいいこともいっているところもある。また現在でも不可能だと思われるところもある。20年前からかくあるべしと考えていたこともなかなか実現できないことも少くない。国立病院関係の精神病院や病室はどのような病者を収容すべきかということ。また中毒や性格偏倚者、てんかん等の疾病に対して治療する特殊施設のこと、特に保安処分との関係など、更に早急に解決せねばならぬこともある。

また社会復帰のための中間施設については私力が

をそいだにも拘らずこの法律案を皆に提示したとき精神科の先輩達が反対したことを今も耳近く感じるのである。何故そういうことを反対するか今もって全くわからない。

またOTやワーカー、看護者の養成に対する施策や精神科医の少すぎることに對する方策はどうするのか。また作業やレク指導料などはどうするか。なが年の問題点は一向解決されているわけではない。

精神衛生法は、精神衛生のための法律であり、現在のように精神病患者を強制的に収容するための法律であってはならない。

しかし、現在いかに努力しても、私どもが理想とするような病者のために幸となるような法律に改めることはいまだしと思う。

これは法律を改正することによって、より国の費用を削減できたばかりではなく、また病者自身は、これこれの金額を得るばかりでなく、病者の家族もこれこれの利得をえるのだという、そういう実証が是非とも必要である。

そういうことから大蔵省の人達をはじめ行政にたづさわる人達、議員達、更には一般の人達を了承し得るのである。

こういう経理的な実証の下に精神衛生法を是非とも改正すべきであり、かくしなければ決して好ましい方向にすすむことはでき得ない。

こういう点に着眼すべきであることにまだまだ私ども精神科医の努力が極めて乏しいことを知るべきである。

です。

3. 昭和61年度の総会は10月22日(水)に青森市において開催する予定です。

懇話会については特別講演にかえ、地域における精神衛生活動状況について話合う場としたいと考えています。よろしくお願ひ致します。

4. 事務局では皆様からの本協議会の運営に参考となるようなご意見・その他精神衛生に関連する興味のある事例等の投稿をお待ちしています。

事務局だより

1. 役員の一部改選があり昭和60年4月1日付で国立精神衛生研究所長になられた高臣武史先生が会長に就任されました。新会長のもとに益々協議会活動に努めて参りたいと思ひます。
2. 今回の会報には、協議会の財政が乏しいため、広告を掲載いたしました。また「興和株式会社」からは協賛をいただきました。広告掲載等についてのご意見をいただければ幸甚

昭和61年3月発行

編集・発行 高 臣 武 史

発行所 〒272 市川市国府台1~7~3

国立精神衛生研究所内

全国精神衛生連絡協議会

最新刊発売中!

保健所精神衛生活動のすすめ方

岡上和雄(代表著者) A 5判・254頁 定価2,800円

精神衛生相談と訪問援助/社会復帰援助活動/地域活動/家族会、断酒会の育成援助/チームづくりと処遇会議/法施行業務と精神衛生事務/精神衛生行政と保健所精神衛生業務

精神科デイ・ケアのすすめ方

岡上和雄(代表著者) 四六判・268頁 定価2,000円

デイ・ケアの実際と地域ケア/精神分裂病者とデイ・ケア/デイ・ケア施設と運営/デイ・ケアプログラムの考え方/ミーティングの考え方/デイ・ケアの対象/老人のデイ・ケア/精神科デイ・ケアの歴史と現状

私立精神病院の役割

—フランスの精神医療制度に照らして—

浅田成也著: A 5判182頁 定価3,000円

日本の精神医療の特殊性/精神医療制度にかかわる問題点/フランスの現今地域精神医療活動とその背景/精神衛生活動の骨子

精神医学マニュアル

アンリ・エー他著 小池淳訳 A 5判・540頁 定価10,000円

サイコポリティクス—政治と精神医療—

M.グリーンブラット著 加藤正明・式場聡訳 A 5判 定価7,500円

増訂日本精神医学年表

金子準二・田辺子男・小峯和茂編 A5判 472頁 定価10,000円

日本狐憑史資料集成(2巻セット)

金子準二編著 A 5判 定価5,000円

好評のロングセラー

精神科作業療法の手引	松井紀和編著	2,200円
音楽療法の手引	松井紀和 著	2,500円
精神医療における芸術療法	徳田・式場編著	2,500円
老人精神医療	日精協監修	3,200円
日本精神科看護史	浦野シマ 著	2,500円
実践15年—精神病院医療充実のために—	南 孝夫 著	2,300円

ハトグラフィシリーズ

精神医学からみた作家と作品	春原・梶谷共著	3,800円
精神医学からみた日本の高僧	小西輝夫著	4,000円
精神医学からみた日本の英雄	王丸 勇著	3,800円
精神医学からみた漫画の深層	早野泰造著	3,400円
泉鏡花の世界—幻想の病理—	吉村博任著	1,700円
創造と表現の病理—文字における狂気—	春原千秋著	1,400円
サド侯爵の世界—サディズムの現象学—	早野泰造著	2,000円
(近刊)近世の呪縛(仮)	早野泰造著	未定

出版・病院記念誌・会報等、企画・編集・出版のことならなんでもお気軽にご相談ください。

牧野出版

〒102 東京都千代田区飯田橋4-6-1
電話 03(261)0768 振替 東京2-103079

強力な抗幻覚・妄想作用



Golden Gate Bridge (サンフランシスコ・アメリカ)

インプロメンは新しいブチロフェノン系の抗精神病薬で—

1. 強力な抗幻覚・妄想作用を示す。
2. 鎮静作用は緩和で、過鎮静が少ない。
3. 効果の発現が速い。
4. 作用が持続的で、1日1回投与も可能。
5. 錐体外路系、自律神経系の副作用が比較的軽度。

- 精神分裂病の幻覚、妄想、接触障害などの改善に
- 外来例および寛解維持期にある症例に

新発売

精神神経安定剤

インプロメン® 錠1mg・3mg・6mg
細粒(1%)

Impromen® (bromperidol)

● (効能・効果) (用法・用量) (使用上の注意) 等については添付文書をご参照願ひます。(健保通商)

IP-22(B5)1986年1月作成



吉富製薬株式会社
〒541 大阪市東区平野町3丁目35番地

PM001.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM001.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集

PM002.1 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM002.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集



日本製紙工業 19年の企業史の資料集
 PM001-PM002 各巻 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊
 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊 1冊

PM003.1 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM003.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集

PM004.1 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM004.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集

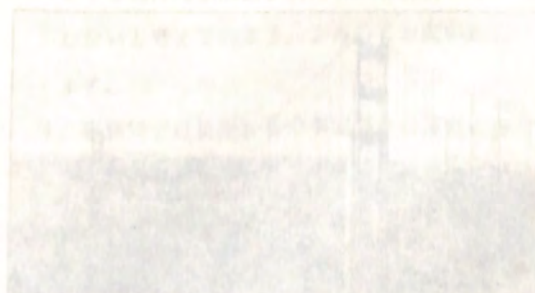
PM005.1 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM005.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集

PM006.1 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM006.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集

PM007.1 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.2 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.3 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.4 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.5 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.6 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.7 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.8 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.9 日本製紙工業 19年の企業史の資料集
PM007.10 日本製紙工業 19年の企業史の資料集

用非魅妄・賞以社お大鉦

の承くも試はマヤ、し深け大かマベト
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社
 一ア薬海州解社



コ動活のちま富鋼鉄道、鉄炭、炭以の食野台河浦
 コ際自るまコ限研製種廣てし成橋米長

廠家安鉄州解



am θ · am E · am f 安
 (am) 立解

IMPROMENT

(lobhepmo) nemotqmi

吉富場製紙

1970年10月1日発行

1970年10月1日発行